

令和2年度 成年後見制度利用促進に係る区の取組 事業報告

※（ ）内の数値はR元年度実績

1 区長申立の実施

判断能力が不十分な高齢者、障害者等で、配偶者及び4親等内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行う。

○審判請求 認知症高齢者についてのケース 4件（1件）

【内訳】

主管課：介護保険課2件、生活支援課2件

後見人：弁護士1件、司法書士3件

また、区長の審判の請求により後見人等を選任された被後見人等で、後見人等に対する報酬を負担することが困難な者に対して、その費用を助成する。

○報酬助成 2件 492,600円（1件 252,000円）

2 中央区社会福祉協議会（成年後見支援センター「すてっぷ中央」）への助成

中央区社会福祉協議会が実施する成年後見支援事業、成年後見費用助成事業及び権利擁護支援事業に対し、人件費と事業費の一部を助成した。

補助額 人件費 29,500,136円（29,039,630円）

事業費 5,432,343円（4,727,132円）

計 34,932,479円（33,766,762円）